

紀美野町第1回定例会会議録

平成31年3月7日（木曜日）

○議事日程（第3号）

平成31年3月7日（木）午前9時00分開議

第1 議案第1号 紀美野町長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

第2 議案第2号 紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

第3 議案第3号 紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について

第4 議案第4号 紀美野町公民館条例の一部を改正する条例について

第5 議案第5号 紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例について

第6 議案第6号 紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について

第7 議案第7号 紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例について

第8 議案第8号 紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例について

第9 議案第9号 紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

第10 議案第10号 紀美野町武道館条例の一部を改正する条例について

第11 議案第11号 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について

第12 議案第12号 紀美野町農村総合センター条例の一部を改正する条例について

第13 議案第13号 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

第14 議案第14号 紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を改正する条例について

第15 議案第15号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第16 議案第16号 紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について

第17 議案第17号 紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を改正する条例について

第18 議案第18号 紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

第19 議案第19号 紀美野町放棄自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を改

正する条例について

- 第 2 0 議案第 2 0 号 紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 2 1 号 紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 2 2 号 紀美野町産品加工所条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 2 3 号 紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 議案第 2 4 号 紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 議案第 2 5 号 紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 第 2 6 議案第 2 6 号 紀美野町公園条例の一部を改正する条例について
- 第 2 7 議案第 2 7 号 紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 第 2 8 議案第 2 8 号 紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について
- 第 2 9 議案第 2 9 号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 0 議案第 3 0 号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 3 1 議案第 3 1 号 辺地総合整備計画の変更について
- 第 3 2 議案第 3 2 号 紀美野町道路線の認定について
- 第 3 3 議案第 3 3 号 紀美野町道路線の変更について
- 第 3 4 議案第 3 4 号 紀美野町道路線の廃止について
- 第 3 5 議案第 3 5 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第 3 6 議案第 3 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 6 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号 氏 名

1 番 南 昭 和 君

2 番 上 柏 皖 亮 君

3番	七良浴	光	君
4番	町田	富枝子	君
5番	田代	哲郎	君
6番	西口	優	君
7番	北道	勝彦	君
8番	向井中	洋二	君
9番	伊都	堅仁	君
10番	小椋	孝一	君
11番	美濃	良和	君
12番	美野	勝男	君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	橋戸常年君
消防長	家本宏君
総務課長	細峪康則君
企画管財課長	坂詳吾君
住民課長	仲岡みち子君
税務課長	中谷昌弘君
保健福祉課長	湯上ひとみ君
産業課長	米田和弘君
建設課長	井村本彦君
教育次長	曲里充司君
会計管理者	北山仁君
水道課長	山本訓永君

まちづくり課長 西岡靖倫君
美里支所長(細峪康則)君
代表監査委員 菊本邦夫君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局 長 田中克治君
次 長 井戸向朋紀君

開 議

○議長（美野勝男君） 皆さんおはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

◎日程第1 議案第1号 紀美野町長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第1、議案第1号、紀美野町長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号 紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第2、議案第2号、紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番 (田代哲郎君) おはようございます。初歩的な質疑で申しわけないんですが、行政財産というのはどんなものを指すのか答弁をお願いします。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) 皆さん、おはようございます。ただいまの田代議員の御質疑にお答えいたします。

行政財産とはどういうものかということでございます。行政財産につきましては、町の財産につきましては、公有財産ということで、行政財産と普通財産がございます。自治法上では普通財産、目的のない町の財産でございますが、使用目的のない財産、普通財産以外のものを行政財産として取り扱いをしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 5 番、田代哲郎君。

○5 番 (田代哲郎君) 具体的に幾つか例を挙げてほしいんですが。

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長 (坂 詳吾君) 田代議員の再質疑にお答えいたします。

行政財産を具体的に申し上げますと、一番わかりやすいものでいきますと、役場の本庁舎、あと福祉センターでありますとか、そういう行政目的で建てられたものでございます。

以上でございます。

○議長 (美野勝男君) 5 番、田代哲郎君。

○5 番 (田代哲郎君) 新旧対照表にある部分で、消費税法第 8 条に該当するというのがあるんですけど、そういうケースの頻度というのは、普通はかからないけども、短期の使用とか、そういうのにかかる例があるということですが、そういうのに該当するケースの頻度というのは高いんでしょうか。答弁を求めます。

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長 (坂 詳吾君) 田代議員の再質疑にお答えをいたします。

ただいま消費税法施行令第8条に該当する使用期間が1月に満たない場合等々ございますが、この分につきましては、非課税の土地の貸し付けから除外される場合、つまり土地の貸し付けにつきましては、消費税はかからないということになってございますけれども、その特例としまして課税される場合につきましては、その使用期間が1月に満たない場合というのがございます。例えば、別表にあります電柱とか、そういったものを1月に満たない場合、そういうケースというのは現状ではございません。その分につきまして消費税が課税されるということになってございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） おはようございます。今、田代議員に対して答弁いただいたんですけど、よくわからんですね。もう少しわかりやすく説明いただきたい思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 9時06分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前9時07分）

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） ただいまの美濃良和議員の質疑にお答えいたします。

この消費税法施行令第8条というのは、先ほども申し上げましたとおり、非課税の土地の貸し付けから除外される場合、消費税法施行令第8条につきましては、土地の貸し付けにつきましては、非課税になるというものでございます。

ただし、この非課税の土地の貸し付けから除外される場合というのが、この消費税法

の施行令第8条の部分でございます。その部分で使用期間が引き続き満たない場合というのがございまして、それが今回の改正にあります消費税が8%から10%に上がるということで、その部分が電柱とか、別表にあります電柱、支線、支柱とか標柱とか、地下埋設物、そういったものがあるんですが、それは土地を貸し付けるということになってございますけども、その部分に対して1月に満たない、要するに期間が1月未満の設置という部分については課税されますけども、それ以外、1月以上になりますと、大体長期にこういったものはなりますので、そういう場合は消費税は課税されないということになっているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） これは消費税で、今までもそうだったんかしませんけども、8%から10%になるということを想定して条例をあらかじめ変えていくということであるようですけれども、これで収入した分については、その8%分、10%分は納税すると、そういうことを一々やっているわけですか、それを確認しておきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） ただいまの美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

町につきましては、この部分につきましては、町は納税はしてございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それは納税せんでもいいんですか。要するに、よく言われるところの便乗値上げというようなことにはならないのか、その辺についてもう一回聞きたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えいたします。

ちょっと先ほど私、町はと言いましたけども、一般会計につきましては納税はされておりません。あと、特別会計と水道会計とかでは、消費税は払ってございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 私は、この消費税の税率が引き上げられると、これについてできる限りこの消費税というのは上げられないということについては当然であるわけでございますけれども、ここでその部分によっては税務署に納めなくてもいいというものであるならば、あえてここで消費税を徴税するということにはならないんじゃないかというふうに思います。そういうことから、この100分の8から100分の10に改めることに對して反対いたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

9番、伊都堅仁君。

（9番 伊都堅仁君 登壇）

○9番（伊都堅仁君） 消費税の8%から10%への上げるということについては、国会で承認されて、10月1日からの施行を政府が決めたというものであって、都道府県の条例とか市町村の条例というのは、あくまでもそれに基づいて定められるもので、全国一斉に定められるものであるというふうに理解しております。

賛成とか反対とかいうことではなくて、そういう余地がないということで賛成討論いたします。

（9番 伊都堅仁君 降壇）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号 紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第3、議案第3号、紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 質疑を行います。先ほどの答弁の中で、一般会計に関しては、納税義務はないということであったんですが、そしたら、こういう学校施設の使用料などについても納税義務は発生しないということでしょうか。その点についての答弁を求めます。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) 田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

もともと消費税というのは、消費一般に対して公平に負担を求める税金のシステム上、幾ら課税団体、非課税団体であっても、消費税は適切に転嫁されるべきものだと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長(美野勝男君) 5番、田代哲郎君。

○5番(田代哲郎君) 公平にそういうあれにかかるもんだという、普通消費税というのは、物を売って、そういういわゆる商売という形であれしているやつに納税義務のある場合に、その利用者とかに負担を求めるもんですけれども、利用料は上げるけど、その分の消費税納税は必要ないという、しかも上がるのは法律上、引き上げが決まっているのは10月からということで、それを第1回定例会で次の6月の議会でも十分間に合うと思うんですが、第1回定例会で早々と審議する意図というのはよくわからないんですけど、3月議会でやらなければならないという何か理由があるのか、その点について

での答弁を求めます。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 田代議員の御質疑にお答えしたいと思います。

もちろん料金改定に伴うものでございますので、住民に対して十分な周知期間が必要と考えてございますので、今のタイミングの上程とさせていただいている次第でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 今、教育施設を借り受けるについて、その料金に対して、消費税を8%から10%に改定をするということで、この案が出ているわけですが、すけれども、これは平等にというけど、これほど平等でない税はないんですよね。以前から言われている逆累進制という、貧乏人でも金持ちでも同じというのは、これは税の原則に反するものであると思うんです。そういうものであって、なおかつ教育施設、社会教育というところで、この税というのは、基本的にもうだめなものであるというふうに考えます。それがまた引き上げということになってまいりますと、これはやはり納得できません。それについて、明確なところで御説明を願いたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

（「議事進行」の声あり）

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） あえてということもございますけども、とりあえずそういう言葉がありましたので、字句の変更を、「貧乏人」から「低所得者」ということで願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

（教育次長 曲里充司君 登壇）

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思えます。

もともとこの使用料、内税で表記をしているものでした。それが消費税法の改正に伴いまして、10%に引き上げられる改正の趣旨となつてございますので、そこら辺、御理解をいただきたいと思います。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 確認させてもらいたいと思うんですが、今、課長さんが言われた内税であるということでございますけれども、これについては上がったということについて、消費税分ですね、税務署のほうに納税するということはないわけですね。

○議長 (美野勝男君) 教育次長、曲里君。

○教育次長 (曲里充司君) 美濃議員の御質疑にお答えをしたいと思います。
一般会計、課税団体ではございませんので、消費税を納めることはございません。
以上です。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第3号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

○議長 (美野勝男君) 5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番 (田代哲郎君) 反対討論を行います。

全くその消費税の引き上げというのは、自治体の責任ではないということは、それははっきりしているんですが、全国的に例えばスーパーマーケット協会であるとか、そういうところでも、今この消費税の引き上げは仕方ないけども、今この時期に引き上げるのは景気に、経済に大きく影響するということで反対を唱えているところもあります。コンビニも何かそうだと思います。

それから、先ほども同僚議員から指摘がありましたけど、消費税というのは所得の低い人ほど負担になってくる不公平税制なんで、所得がかなり低い紀美野町民に行政が負担増を求めることは、生活を非常に、そういうふうに苦しい方向に導いて、地域の経済を疲弊させ、町の財政力をますます脆弱に導く。たとえ2%という少額でも、そういう方向に導くという、そういうことが目に見えていると思います。

それで、ちょっと数を把握してないんで申しわけないんですが、全国の自治体の議会が結構消費税10%の引き上げをやめてくれということで政府に意見書を送っている例もかなりありますので、そういうことも含めて条例改正に反対いたします。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 3 号を採決します。

議案第 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 4 号 紀美野町公民館条例の一部を改正する条例について

○議長 (美野勝男君) 日程第 4、議案第 4 号、紀美野町公民館条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

1 1 番、美濃良和君。

(1 1 番 美濃良和君 登壇)

○ 1 1 番 (美濃良和君) この引き上げ分ですね、当然、消費税全体にもかかってくるわけでございますけれども、先ほどからお聞きしているとおり、この分について納税しなければならないのかどうか確認したいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 美濃良和議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

先ほどと重複にはなりますが、一般会計、納税の義務がございませんので、非課税団体になっておる関係上、いただいた消費税は納めることはございませんので、御理解賜りたいと思います。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） 基本的に教育に対して消費税というのはふさわしいものではないと思います。また、これがあえてどうしても納めていかなきゃならない税でもないということであるならば、私はこの引き上げをするべきではないということで、この改正条例に反対いたします。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第４号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第５号 紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例
について

○議長（美野勝男君） 日程第５、議案第５号、紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 先ほどからお聞きしているとおり、この消費税についても、納税をしなければならないというものであるのかどうか確認したいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) 美濃議員の御質疑にお答えします。

課税団体ではございませんので、消費税を納めることはございませんので、御理解賜りたいと思います。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第5号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5番 田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 反対討論を行います。

重ねて言いますが、それは自治体の責任ではないことは確かです。しかし、そういう町民に行政が負担増を求めることは、活動への意欲をそぎ、地域の活力を低下させる方向に結びつくと思います。特にこうした施設の活動は地域住民にとって大切です。

それから、先ほどもちらつと言いましたが、これ議会で通していたら、今後、消費税の10%に反対してくれというような請願が出た場合は、それを採択することはできません。そういうことも心配もありますし、やはりこの時期に周知が必要だということですが、早々と消費税10%の法律に基づいて引き上げることは必要はないと理解していますので、この議案には反対いたします。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号 紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第6、議案第6号、紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 議案に星の館とか、そういうのも含んでいますけども、バンガローの利用料も入っていますので、現在、バンガローなどの利用頻度というのはどの程度かお聞かせください。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) 田代議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っています。

現在、バンガローにつきましては、営業はできていない状況になっております。現在、中の改修を急いでいるような状況になってございますので、御理解賜りたいと思います。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） この星の動物園ですけれども、バンガローについては指定管理者にということで、そういう方向になっているんですよね。そうなる場合で、星の塔と、それからバンガローというのは、これは分けていく必要があるのかないのか、その辺ですね。

それと、こんな場合に、バンガローの使用料が3,080円やったものが1棟4名まで2万1,600円というふうな形で引き上げられると。これは指定管理者を想定して、こういうふうな料金になってきているのではないかというふうに思いますが、この辺のところ、どのようにお考えであるのかお聞きしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

（教育次長 曲里充司君 登壇）

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っています。

まず、1点目ですが、星の塔とバンガロー、それぞれ別の施設でございますが、星の動物園条例の中にそれぞれの施設が存在するということです。星の動物園条例の中でそれぞれがあるという状況です。御理解賜りたいと思います。

あとバンガローの使用料の今回の改正でございますが、議員御指摘のとおり、指定管理を想定しての今回料金の改正となっておりますので、御理解賜りたいと思います。

（教育次長 曲里充司君 降壇）

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今後、指定管理をされていくということになってくると、指定管理でこれを運営する方々との料金の設定について、十分な点が決まってない限り、それが難しいかと思っておりますけれども、その辺のところはどうなってくるのか。

例えば、この料金ではやっていけんと、こういうふうになってきた場合に、この引き上げを認めるのか、あるいはその分を指定管理料で町のほうが出していくのか、この辺のところはどうなってくるわけですか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質疑にお答えをしたいと思います。

現在、この料金の設定につきましては、町内の類似する施設、たまゆらの里、かじか荘を参考に2万1,600円というのを設定させていただいております。

最終的に指定管理者が決まれば、指定管理者と町長との間で協議して、その利用料の金額を決定するというような運びになりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号 紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第7、議案第7号、紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） かねがね文化センターが、議案書の17、18ページを見てもわかるように、文化センターの使用料が、あそこへ登録されて町内の活動団体がする場合は値引きがありますんで、こんな値ですることはないんですけど、例えば、考えたのが、クラシックのいわゆるコンサート等を自分たちで呼んできて、入場料を取って

やりたいという話もあって、それからバンドゥーラという民俗楽器を演奏して歌っている歌手があるんですけど、非常に人気が高いんで、それも呼んできて、一遍あそこでコンサートをやってみたいなという企画をして検討したことがあるんですけども、とても使用料が、入場料を取るとなると高くなってくるんで、なかなかそこでやると、クラシックをやるのにはせっかくのいいホールなのに、そこでやるということにはならないということがあるんです。

それで、使用料自身が高すぎると、これまた消費税を乗せると、かなり、それは2%ですからそんなに大きな額にはならないんですけど、しかし、今でもなかなかそういうコンサートをあそこで純粋にやるというのは難しいよということがあるんで、その点の認識についてどう考えておられるのか質疑します。

以上です。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 田代議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っています。

現在、文化センターの使用料でございますが、興業を目的とするものについては、御負担をお願いしているところです。現在の料金の設定につきましても、近隣の同種の施設と比べても、何ら高いというようなものでもございません。なおかつ、文化センターはすばらしい施設でございますので、年間の維持費でも相当の金額がかかっております。ですので、ある程度の負担はその使用者に求めるということで、このような改正をさせていただきますので、御理解賜りたいと思います。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○ 5 番（田代哲郎君） 反対討論を行います。

先ほどの答弁の中でもありましたけど、文化センターの活動を守るために、町がかなりの経費を支出しているというのはよく理解しているつもりです。しかし、収益を上げる目的、いわば興業というんですけど、だけではなく、純粋にボランティアで多少の入場料をもらってコンサートを開くかという場合などでも、利用料そのものが、そりゃ周辺の、ただ、クラシックのコンサートホールというのは県内には1つしかないし、奈良県にまほろばホールとかいうのがありますけど、そういうのに比較してもそんなに高くないということなんですけども、消費税自身がこういうところへも引き上げるという、納税義務はないということですけど、一般会計ですから、そういうところで自主的な文化活動をしようという場合、ますますそういうことが困難になるのではないかと考え、消費税増税に反対している立場もあるし、これ以上の引き上げに反対をせざるを得ません。

以上です。

（5 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号 紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第8、議案第8号、紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第8号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) この件についても、こういう消費税の分ですね、一般会計について消費税の納付の必要がないということであるならば、少しでも多くの方々に利用していただく、当然、登録しておけば料金は要らんわけでございますけれども、こういうところでやはり消費税を取るべきことではないし、さらに引き上げるということについては、納得できませんので、反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号 紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第9、議案第9号、紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第9号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 主に志賀野運動場とか志賀野の体育館とかというのが主なんですけども、私も時々個人的にはあそこでのイベントによくお付き合いするんですけども、所得の低い紀美野町民に行政が負担増を求めるということは、あそこの施設というのは、地域起こしの拠点にもなっているところですので、そういう団体にとっては利用費は取ってないと思うんですけども、ただ、あそこで何かしようかという興業とまではいかなくても、町外の団体がイベントをしようかというようなことになったら、やっぱりそういう意欲をそぐことになると思います。そういう施設での活動は、非常に地域起こしのためにも大事であるので、消費税の引き上げに伴う利用料金の引き上げには反対いたします。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号 紀美野町武道館条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第10、議案第10号、紀美野町武道館条例の一部を

改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第10号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 納付する、どうしても必要でないということについて、あえて消費税の引き上げを理由に料金の引き上げということは、やはりよろしくないというふうに思います。そういうことで、この案に反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第11号 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第11、議案第11号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第 11 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5 番、田代哲郎君。

（5 番 田代哲郎君 登壇）

○5 番（田代哲郎君） スポーツ公園というのは、本当によく利用されている施設です。積極的に教育のため、子供たちにも利用してほしい施設でもあるし、現在利用している人たちの多くは、町内かどうかはよくわかりませんが、行政の姿勢として、そういう活動に水をさすことにならないか心配します。したがって、特にこの施設は大事な施設であり、そうした立場から消費税に伴う料金の引き上げには反対いたします。

以上です。

（5 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 11 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 12 号 紀美野町農村総合センター条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第 12、議案第 12 号、紀美野町農村総合センター条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第12号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 町当局においては、十分に検討されて、こういうふうな料金の改定ということになっているかと思いますが、しかし、基本的には消費税ということを経由して、その引き上げについて、どうしても納めなければならないということになっていない以上、この案に反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第13号 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第13、議案第13号、紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番 (田代哲郎君) 条例の議案の中には、多目的ホールはもちろん、会議室、ボランティア室、県会議室とか、調理実習室等が載っているんですが、トレーニングルームは別として、多目的ホール、会議室、ボランティア室兼会議室とか調理実習室の利用頻度というんですか、どの程度利用されているのか答弁を求めます。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

平成29年度の成果表によるものではございますが、多目的ホールは5,590名の方が利用されておりまして、それだけの金額というのはちょっと出ささせていただいてなくて申しわけないんですけども、5,590人の方が利用されております。

会議室につきましては、1,130人です。会議室につきましては、3階の会議室です。ボランティア室兼会議室については2,620人になります。

それと、調理実習室につきましては、842人になります。

それと、トレーニングルームにつきましては、6,063人です。

以上でございます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第13号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番 (田代哲郎君) 先ほどの答弁の中からも伺えますように、非常にたくさんの方が利用している施設でもあり、やはりそういうところで負担増を求めるとするのは、やっぱり活動への、たかだか2%だということですけど、活動の意欲をそぐことになりはしないかと心配します。したがって、消費税率の引き上げに伴うこの料金の引き上げについては反対いたします。

以上です。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 13 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 14 号 紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を改正する条例
について

○議長 (美野勝男君) 日程第 14、議案第 14 号、紀美野町立老人憩の家かしこ
荘条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第 14 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番 (美濃良和君) 先ほど申しましたように、当局については十分に御検討
なさって、こういう案が出されてきたというふうに思いますけれども、やはり消費税を
理由にして引き上げることについて、納税をすることがなければ、必要のないこ
とであると思います。そういうことで、この案に反対せざるを得ないという立場から反

対します。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 1 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 1 4 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第 1 4 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 1 5 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長 (美野勝男君) 日程第 1 5、議案第 1 5 号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番 (田代哲郎君) 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して質疑を行います。

原案では、国保税の所得割を医療分で 0.5% 引き上げて 6.8% に、後期高齢者支援を 0.3% 引き上げて 2.3% に、介護分を 0.3% 上げて 2% に、資産割も医療分で 5% 引き下げて 3.5% に、後期高齢者支援分を 1% 下げて 7% に、介護分を 1% 下げて 7% に、これだけ見ると、引き下げの分が大きいように見えるんです。大きいんですが、均等割の医療分 800 円引き上げて 2 万 3,000 円に、後期高齢者支援分を 400 円上げて 7,000 円に、介護分を 100 円上げて 7,600 円にするということで、この

引き上げ案どおりだと、1人当たりの均等割が3万7,600円になります。

均等割というのは、御存じのとおり家族が多いほど、その人数によって、いわゆる昔の人頭税というんですか、それに匹敵するもので、家族が多いほどかかってくる税です。仮に両親と子供2人の4人家族で15万400円になるという計算です。国保税だけにある均等割という制度で、子供が多い世帯ほど国保税が高くなるという、所得に関係なく人数で掛けるという税の仕組みです。

国保加入世帯の全国平均所得というのは、138万円程度だと言われています。国保は低所得者中心の医療保険になっているものですが、負担できる国保税は限られています。協会けんぽ、職員の皆さんは多分地方公務員等共済組合の健保ですので、そういうのはいわゆる保険料を使用者と折半する仕組みがあります。だから、町は職員の保険料の半分支払っているはずですが、そういう仕組みがないので、かなり高い税率になります。

均等割の引き上げは、子育て支援や地域起こしに逆行し、過疎化や高齢化がますます進む要因になると思うのですが、その点についての考えをお聞かせください。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長(中谷昌弘君) ただいまの田代議員の御質疑に対しましてお答えをいたします。

今回の改正では、所得割の増、当然資産割額は下がっております。それに合わせて均等割額を少しずつ御負担をしていただくということでございます。これにつきましては、都道府県が国保の財政運営の主体となって、安定的な財政運営の効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を果たすといえますか、担う制度に変わったことによって、市町村ごとに県が、市町村が保険税として徴収すべき額を算定して、市町村ごとに納付金が決まるようになってございます。

それに基づきまして、県がお示しされた保険料の税率からいたしますと、現状の紀美野町の税率では相当開きがあるということで、町が負担する保険料についても、当然、保険税だけでは賄えないという状況でございます。それを考えた上で、こういう税の改正によって少しでも御負担をいただくということで考えてございます。

議員おっしゃられた均等割を今回、改正で上程をさせていただいてございますが、それはやっぱり県の示している保険税率との開きがあって、どうしても被保険者の方々に御負担をいただくということでお願いをするものでございます。

それ以外であれば、現在でしたら他の制度である程度、負担の解消ができています、ちょっと内容はわかりませんが、子ども医療費の無料化であるとか、そういう制度も町ではしているということで、極力負担の軽減も行っているということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） 子育て支援で、中でも子ども医療費の無料化、高校生までというのは、県下で最も進んでいます。それはわかりますが、だから均等割を上げてもいいということにはならないと思います。

均等割というのは、非常にいわゆる負担が大きくなるんで、しかも、子どもが例えば赤ちゃんが一人生まれたよって言ったら税金が上がるんです。こういう税金はほかにないんで、いわゆる自治体の中には18歳未満の均等割を減免している自治体もあります。子供にこの均等割がかからないようにということで配慮している自治体もあります。

だから、いわゆる町おこしというんですか、地域起こしという、若い人たちができるだけ住めるようなまちをつくろうということであれば、均等割の引き下げや、その減免こそ必要ではないかと思います。むしろ上げるんやったら所得割を上げたほうが理屈には成り立つんです。だから、そういう減免や引き下げ等の考えはないかということで質疑させていただきます。

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷昌弘君） 田代議員の再質疑にお答えをいたします。

今回の改正によりまして、均等割を上げさせていただくということでございます。それにつきましては、県の試算等にもよりまして、現状の紀美野町の均等割と県の負担水準から算出した金額には相当の開きがございます。議員おっしゃられた、単純に所得割を上げていくということにつきましては、それも一つであろうかと思います。しかしながら、全体的な考え方として、当然、均等割というものも皆さんに御負担して、国保を運営するという時点で今回お願いをするものでございますので、御理解を賜りたいと

思います。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） こういうことになると、いわゆる国保の財源を今まで町独自でやりくりしていたのを、県に皆持っていかれて、県が財政をつかさどるものですから、こういうことになってきて、今後、今まで国保税を上げるというのは、そんなに多くなかったんですが、毎年上げていく必要が出てくるのではないかと懸念しています。

最も大きな原因は、一般財源からの法定外繰り入れをなくしてしまったと、それで大体1億円程度の平均法定外繰り入れを、最終的に決算では7,000万円から8,000万円程度ですけども、当初予算では1億円以上の法定外繰り入れを行っていたわけです。それを法的にしていけないということにはなっていないんですけども、県下の自治体が押しなべて皆やっていたところがやめてしまったので、それに合わせて法定外繰り入れをやめてしまったと。しかし、こんな調子で毎年保険税が上がっていくと、やっぱり払えない、所得水準が低いのが特徴ですから、払えないという世帯も、滞納世帯もふえてくるのではないかと、その点についても懸念しています。

差し押さえであるとか、そういうことも起こってくるのではないかと、ふえてくるのではないかと懸念していますので、こういう状況をなくすためにも、一般財源からの法定外繰り入れの再開を検討してみてもどうかと考えるんですが、その点について執行部はどう考えておられるか答弁を求めます。

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷昌弘君） 田代議員の御質疑にお答えをいたします。

今後、毎年、保険料が上がっていくのかということでございます。これにつきましては、県から毎年、県への納付金並びに標準的な税率が示されることとなっております。それを見た上で、町との現状と踏まえて検討することとなると考えてはございますけども、今後、毎年、幾ばくかの御負担をいただくと、改正で上がるということも当然考えられると思います。ある程度、毎年、状況を判断しながら、ある程度、保険税率を考えていかないと、ある程度負担を抑えた上でしていきますと、最終的に極端な税負担をお願いする時期がやってくるかもしれませんので、ある程度長期的なスパンの中で平均した御負担を少しずつお願いして、国民健康保険が運営できるような形をとりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） 先ほどの法定外繰り入れの件でございますが、基金のほうでということで、今させていただいておりますので、一般会計からの繰り入れ、赤字補填をとすることは、もう県からもできないということになってございますので、御理解賜りたいと思います。

なお、所得につきましては、軽減措置もございますので、その点も御理解いただきたいと思います。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第15号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 反対討論を行います。

国民健康保険税が協会けんぽなどの被用者保険に比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割、平等割という保険料算定の方法です。協会けんぽなど被用者保険の保険料は、収入に保険料率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。

ところが国保税は、所得に保険料率を掛ける所得割、固定資産税の額に応じてかかる資産割のほかに、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割を合算して算定されます。このうち資産割、平等割は、自治体の判断で導入しないことも可能ですが、均等割が法律で必ず徴収することが義務づけられています。

例えば、東京23区の国保税の均等割は39歳以下の人で1人5.1万円、家族が1人ふえるごとに5.1万円、11.2万円、15.3万円と、子供の数が多いほど国保税の負担額が上がっていきます。低所得者には一定の減額があるものの、国保税が上がる均等割には、まるで人头税、子育て支援に逆行しているという批判の声が上がり、全国の知事会などからも均等割の見直しの要求が国に対して出されています。

人間の頭数に応じて課税する人頭税は、古代につくられた税制で、人類史上で最も原始的な過酷な税とされています。それが21世紀の公的医療制度に残っているということです。この時代錯誤の仕組みこそ、国保税を低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因です。

全国で均等割、平等割として徴収されている保険税額はおよそ1兆円です。公費を1兆円投入すれば、均等割、平等割をなくすことができ、多くの自治体では協会けんぽ並みの保険税にすることができます。

したがって、全国知事会は、国に向かって1兆円を国保に投入してくれということで要請をしています。引き下げるべき均等割を引き上げるというのは、子育て支援に逆行し、高齢化や過疎化をますます進めるもので、やってはならない施策だと考えます。したがって、均等割の引き上げを中心とした今回の国保税の改定条例案に反対いたします。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

9番、伊都堅仁君。

(9番 伊都堅仁君 登壇)

○9番(伊都堅仁君) 先般の国保の会でも、これは問題として出てきたんですけども、資産割といっても、これ固定資産税で現状、余り値のせん固定資産からお金を取っているという形になるんで、それが減るとというのは、当然の措置じゃないかなと思います。

また、所得割といっても、国保の場合、紀美野町でも恐らく80%以上が60歳以上の高齢者で、所得割、要するに正規の仕事をしている人が少ないので、所得割で収入をふやすということがほとんど不可能な状態ということだろうと思います。ということで、均等割でその分を補うという形になるんだろうと思いますけども、それも最低限に抑えた形で出されているというふうに思います。

ただし、この形で恐らく、多分これ財政的には破綻してしまうであろうから、多分また、自治体が負担するか、県が負担するか、国が負担するか、何らかの形で出されるんだろうと思いますけども、とりあえず、今回はこの形で町、要するに自治体から県へ移管してやるということでありますので、この前、国保の会でもほとんどの人が賛成して可決されたものでありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(9 番 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 15 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 16 号 紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について

○議長 (美野勝男君) 日程第 16、議案第 16 号、紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第 16 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番 (田代哲郎君) 診療所の運営に、町は少なくない一般財源を繰り入れて、その活動を支援しているということは承知しています。しかし、特に過疎地域の患者さんも大分減っているようですが、所得の低い町民に負担増を求めれば、やっぱりそういう限界集落と呼ばれる過疎地域の衰退に結びつくのではないかと思います。そうした立場から、消費税の引き上げに伴う料金の引き上げ等については反対いたします。

以上です。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 16 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 17 号 紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を改正する条例
について

○議長 (美野勝男君) 日程第 17、議案第 17 号、紀美野町長谷毛原健康センター
条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番 (美濃良和君) 40 ページですね、センター使用料の別表がありますけれども、別表 1 の個人の使用料ですけれども、ここで水辺広場と、それからシャワー室がありますが、そのシャワー室で、大人、子供、大人が 410 円がそのまま 410 円ですね。子供が 200 円が 210 円と、あっちこっちを見ましても、子供の料金を引き上げずに大人の料金を引き上げるというところが見られるんですけども、ここではどういうわけか大人はそのまま子供を引き上げていくになっています。これについてお聞かせいただきたいと思います。

(11 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

先ほどの40ページの金額の変更につきましては、大人を上げた、子供を上げたとか、そういうことではなくて、現価格を計算式によって10円未満の端数を切り捨てということで、この結果に至っておるものですので、御了承いただきたいと思います。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長(美野勝男君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) ちょっとよくわからなかったんですけども、シャワー室の小人、子供ですね、これが210円になっていますよね。現行は200円であると思うんですけども、それが何で210円になったのか。引き上げということでも少し理解しにくいんですが、お願いしたいと思います。

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

前回、5%から8%になって、現在、シャワー室の子供が200円ということになっているんですけども、それを計算によりまして210円に上がるというものになります。計算というのは、正式に申し上げますと、前回のとにかく8%のときにも、端数切り捨てで行っておりまして、それで、今の金額を割り戻しをして1.1を掛けたもので、また10円の端数を切り捨てて、単価としておるということで御理解賜りたいと思います。

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第17号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) いろいろと料金の引き上げで、町民にとってみたら引き上げになるんだなというふうに思うことになると思いますが、何にしても消費税を納めることの必要のないものについては上げるべきではないと思うんですよ。この理由は、消費税法等の改正によっても、消費税及び地方消費税の税率の引き上げと、これが理由というふうになっていますよね。こうなるとまいますと、まさに便乗引き上げという

ふうに、便乗の料金改定というふうに、そういうそしりを受けても仕方がないことになるのではないかというふうに思います。

そういうことで、やはり条例の改正に対して反対せざるを得ないという立場から反対いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第 1 7 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 1 7 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第 1 7 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

(午前 1 0 時 3 1 分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前 1 0 時 4 4 分)

◎日程第 1 8 議案第 1 8 号 紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第 1 8、議案第 1 8 号、紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) この件につきましては、要するに納税する必要があるものであるんかどうかお聞きしたいと思います。まず、それ1個聞きたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

この会計も一般会計でありますので、納税義務がありませんので、納税はいたしません。

以上です。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第18号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) たくさんの消費税関係の議案がございまして、そして、そのたびに反対討論をするのも何でございますけれども、しかし、やはり何と言っても、この消費税ということ自体が、まず我々にとってマイナスであると。この消費税が引き上げられること自体が、庶民、我々にとっては、税を払わなきゃなりませんけれども、それで消費税を使って減税される大金持ち、あるいは大企業と、そういうところからいっても不公平な税であります。

また、町においては、一般会計において、税金を徴収した分について、それを納入する必要がないものであるならば、やはり引き上げるべきものでないと、そういうふうなことから、この案に反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第19号 紀美野町放棄自動車等の防止及び処理に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第19、議案第19号、紀美野町放棄自動車等の防止
及び処理に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、西口 優君。

(6番 西口 優君 登壇)

○6番(西口 優君) この金額について質問するんじゃなくて、現実問題として、
こういうふうに放棄自動車と書いているけども、別表では自転車というふうに書かれて
います。そうしたときに、盗難に遭った自転車という場合、所有者に支払い義務が起こ
ってくるのかどうかという、そういうふうに自転車の放棄自転車なんて場合だったら、
個人が、本人が放棄するというよりも、盗難に遭って放棄するというような場合がある
と思うんですよ。そういったときに、所有者に支払い義務が生じるのかどうか、この際、
尋ねておきたいと思います。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) 西口議員の御質疑にお答えします。

盗難届けというのは、警察のほうに出されることでありまして、住民課のほうで対応するのにつきましては、どなたかわからないという自転車等のことについてです。

それで1月間はその場に札を立てまして、この自転車はどなたのですかということになりますので、自動車と書いていますが、自転車でございます。自動車もあるんですけども、自転車です。それを処理するのにということで、今回の手数料の条例、最終、何もなかったらということで課税させていただくことになってございます。

以上です。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 今の話を聞くと、盗難届けを出していれば、所有者に支払い義務が起こってこないと理解してよろしいですか。自転車の場合なんかだったら、放棄自転車となっていて、警察へ届けても、実際問題として警察なんか放棄自転車を探してくれるわけもなし、届けだけ出しちゃったら、発生しないのかなと、ここだけちょっと確認しておきたいと思うんですよ。

それでない、それと、今まで徴収実績というのはどんなような形ですかね。例えば、放棄自転車処分したよ、費用がかかりました、そうしたときに、徴収実績なんて、相手がわかっていれば徴収実績あるんやけど、徴収実績なんて、どの程度の実績のある、そういうことも含めて、ちょっと説明願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 現在のところ、放棄自転車については所有者が判明してございませんので、町が処理するということになってしまっています。ただ、判明しましたときには、いただくということで、現在のところはございません。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第19号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番（田代哲郎君） 反対討論を行います。

余り例がないということですが、しかし、町民全体が所得が低いところへ、何らかの形で負担増を求めるとするのは、やはり自治体として好むべきことではないと思います。消費税の引き上げに反対している立場もありますし、それに伴うこの条例改正には反対いたします。

以上です。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 19 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 20 号 紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
について

○議長（美野勝男君） 日程第 20、議案第 20 号、紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番（田代哲郎君） 先ほどから納税義務があるのかどうかということで、質疑が行われているんですが、この場合は特別会計でもあるし、そういう各家との集落排水ということでやっているんで、これは納税義務が発生するのでしょうか。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうから田代議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

特別会計予算でございますので、納税義務は発生します。発生しておりますが、収入金額が1,000万円以下の納税義務の免除ということで、現在は支払いはいたしておりません。

以上でございます。

（建設課長 井村本彦君 降壇）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 今の答弁でございましたら、1,000万円以下の税金を払わなければならないじゃなくて、払わなくてもいい免税の業者というんですか、自治体というんですか、になるかというふうに思うんですけれども、そうすると、当然、別に引き上げなくてもいいということになってくるかというふうに思いますが、引き上げなければならないような、そういうところを県から指導があるとか、そんなもんがあるんですか。合わせてお聞きしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） それでは、美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

公共料金ということで、一応、消費税が上がったときには、同じように転嫁するという通達になってございますので、同じようにやらせていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

（建設課長 井村本彦君 降壇）

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今回指導があったかどうか。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） もちろんございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 指導はあったということですが、その指導自体が間違いではないんですか。要するに、非課税の団体に対して、上げるということについては、どうしてもおかしいんですよね。明らかに納税のそういうふうな団体ということであるならばなるでしょうけれども、非課税のそういう団体に対して、上げよという指導は、それはどうなんですか。適正なんですか。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 美濃議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

結果的に非課税といいますか、納税義務が免除になっているだけの話でございまして、消費税はもともとその価格に転嫁していくというのが原則でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そうすると、どうなるんですか。もともと町民がまるっきり非課税でしょう、利用している家庭というのは。そうであって、料金を上げるから、料金の中で税金を払っていかなきゃなりませんけれども、だったら、町民もましてや町も含めて、この件に関しては免税ということになるのではないですか。そのところが納得できないんですけれども。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 美濃議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

私がお答えをさせていただいたのは、あくまで農業集落排水事業の料金に関して、特別会計でやっているということで、非課税であるのかどうかということで、課税対象にはなりません。結果的に収入金額は1,000万円以下であるもので、現在は免税されているということでございます。それで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第20号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 課長さんの答弁をお聞きしておりまして、免税の団体に当たると、うちの紀美野町が、この件に関しましては。そういうことであるならば、基本的に徴収する義務が、金額的にそのものがなくてもいけるわけですね。基本的にやっぱり公共料金というのは、引き上げというのは、やはり考えていかなきゃならない、町民の福祉という点から考えても、それは考えていかなきゃならないというふうに思うんですね。

大体、国のほうはむちゃくちゃですから、10%にすることによって5兆円の増税になるそうなんですけれども、5兆円のうちの4兆円が大企業などの法人税の減税とか、高額所得者の減税のほうに充てられると。ましてや、それをごまかすためにクレジットカードとか、あるいはプレミアム商品券と、こういうふうなことで、これまた多額のお金を使っていくということで、ほとんど一般庶民は、我々庶民はお金を払うだけで、その還元される分がないと。そうなってくると、基本的におかしい。

よく言われるところの北欧なんかでは、消費税とかそういうふうな間接税をたくさん取っても、きちっと返ってくると、福祉や教育等で。そういうふうな形であるんで、国民も黙っていますけれども、我々はもうまさに取られるばっかし、ましてや大手ばかし、また高額所得者ばかしがそのためになると。我々一般庶民のほうが、町とこういうふうなやり合いをしなきゃならんという、本当にもうこんな、何と言うんですか、とんでもない話はないというふうに思います。

そういう点で、公共料金ということも含めて、消費税を理由に引き上げることにについて、私は反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第21号 紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第21、議案第21号、紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 山の家おいしで、キャンプとかオートキャンプ場なんかにおいて、運営もされておりますけれども、ここのところでどうなんですか。この引き上げによってどんだけ山の家には、何て言うんですか、お金が落ちるということになるんか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

（産業課長 米田和弘君 登壇）

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

キャンプ場とデイキャンプでどのぐらい収入があるのかということでございまして、平成30年の12月末の数字で申しますと、人数で言いましたら1,001人、売り上げのほうは81万円程度となっております。

以上、御質疑のお答えとさせていただきます。

（産業課長 米田和弘君 降壇）

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 大体これで81万円というのは全部の料金ですね。今回の料金の引き上げでどれだけ増収になって、それは紀美野町に入るわけですか、山の家の方に入るわけですか。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の再質疑にお答えをいたします。

収入につきましては、山の家に入ります。NPO法人大草原保存会のほうに入ります。

それと、収入の分ですけれども、2%分ということになろうかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第21号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） この消費税を理由に引き上げということになってまいりますと、先ほども申しているように、便乗というふうなそしりも受けてくると。そうなりますと、おいしい家についても、そういうふうに言われる可能性も出てくると。

キャンプ場の利用料金については、これはもう消費税じゃなくて、基本的に引き上げるということも必要ではないかというふうに思うんですけれども、何にしても、山の家
の収入という点では厳しい状況にあるかというふうに思います。

しかし、消費税を理由に、この料金の引き上げということについては、やはり問題があるかというふうに思いますので、この引き上げ案に反対いたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第２１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議案第２２号 紀美野町産品加工所条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第２２、議案第２２号、紀美野町産品加工所条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

(１１番 美濃良和君 登壇)

○１１番（美濃良和君） 産品加工所の貸す料金ですね。説明書の改正の新旧対照表の３６ページに、改正で現行と改正後の料金について載っておりますけれども、この料金というのはどういうふうな計算になっておられるのかお聞きしたいと思います。

(１１番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

この改正の基本料金、試作基本料金、それぞれ改正前の金額に１０８分の１１０を乗じていただくと、前回８％への改正、調整分のほうから１０円未満の端数を切り捨てまして、金額とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） これも一般会計でありますところから、納税をしなければならない、そういう義務がないということでございますけれども、以前からも申しているとおり、紀美野町にとってブランドをつくろうとか、そういう非常に積極的に動いてくれている団体が利用されていると、そういうふうなところでありますので、大きな引き上げということにならないかしれませんけども、我々町としても、その団体ということであるので、そういう団体であるということからして、引き上げる以上は何かそ

れに対してのことは考えられておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

この加工グループというのは、議員おっしゃるとおり、町の産品の商品開発等々、町に多大な貢献をしていただいております。

ただ、この基本料金といいますのは、営業に係る費用であるため、公平に利用者に負担いただきたいものでございます。いただく部分と支援する部分というのは、分けて必要であろうかと思しますので、必要な設備の改修であるとか、備品の整理であるとか、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第２２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） 加工所の基本料金が３万円から３万５５０円、それで加工所の試作基本料金が１万円から１万１０８円ですか、こういう引き上げの案であります。今、答弁いただきまして、今後、この団体等に対して、また加工所の改善というんですか、改修ですか、そんなものがされていくということで、それは大変期待したいと思います。

ですけれども、この消費税を理由にして料金の改定ということは、これはやはり問題があるかというふうに思います。そういうことから、この案に反対いたします。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第23号 紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第23、議案第23号、紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について、質疑をいたします。

お伺いしたいのは、かじか荘というのは指定管理になっておりまして、その町の施設を使って株式会社が独自で運用し、経営をしているわけです。お伺いしたいのは、ここに載っている宿泊料金と入浴料というのは、必ずこの表のとおりで、例えば宿泊料では和室A(トイレ付)定員4人の宿泊であったら、大人で5,230円、子供の場合は4,190円、宿泊客から徴収しなければならないということなのか、その辺についての、あくまで上限額であって、どれだけを徴収するというのは、美里の湯のかじか荘の指定管理を受けている株式会社の裁量によるものかどうか、その辺について聞かせてください。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) ただいまの田代議員の御質疑にお答えいたします。

かじか荘につきましては、丹生の都プロジェクト株式会社に指定管理としてお任せを

しているところでございます。その指定管理としてやっていただいておりますが、その料金につきましては、この今現在も上がっている条例の改正の部分の消費税で上がる部分なんです、この分の費用につきましては、あくまで上限額でございます。かじか荘さんの裁量によりまして、これよりも低い金額で現実には徴収しているということでございます。

以上でございます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(美野勝男君) 5番、田代哲郎君。

○5番(田代哲郎君) あくまで上限額だということで、実際に宿泊施設ですから、ほかの施設との兼ね合いもあるし、宿泊料金、それから料理の料金等については、できるだけ安くするように、その指定管理を受けた株式会社も努力するはずなんです。でないと、宿泊客を減らしてしまうということになりかねないので、あくまで一つの目安として、これ以上高い金額で室料とか宿泊料を取ってはいけないという上限額であって、それ以下の低い金額で運用することについては、特に問題はないという答弁として受けとめたんですが、それでよろしいですか。

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長(坂 詳吾君) そのとおりでございます。あくまでも上限額でございまして、あとは運営会社である、現在は丹生の都プロジェクト株式会社さんの裁量によりまして適正な金額設定を行っていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 指定管理をしている団体が一定の料金等の融通をもって設定ができるのであるならば、あえてここで消費税を理由に引き上げる必要はないのではないですか。どうしてもこういう理由にして上げなければならないことについての説明を願いたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） ただいまの美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

この料金につきましては、あくまでも上限額ということで設定をしているものでございますけども、その指定管理者の裁量によって金額を下げているという現実でございますが、あくまでも上限額ということで行っておりますけども、ただ、やはりこれも消費税は課税をしておかなければならないということで、１０月１日からの改正ということになってございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

（企画管財課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（美野勝男君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） そうすると、税金を税務署へ納めなければならないと、そして、その料金については、消費税を納める料金というのは、どこに、要するにここに出てくる料金で納めなきゃならないのか。

この丹生の都、指定管理を受けている団体ですけども、ここが入った金額、要するに割り引いた金額の消費税で払うのか、それか、決まった入金によって払っていくのか、その辺についてはどうですか。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） ただいまの美濃良和議員の再質疑にお答えをいたします。

あくまでも収入分、この限度額ではなくて収入分に対しての消費税を払うということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第２３号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　これで討論を終わります。

これから議案第２３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２４　議案第２４号　紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君）　　日程第２４、議案第２４号、紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番　美濃良和君　登壇）

○１１番（美濃良和君）　　この条例案の改正ですけれども、これも一般会計で処理するものであると思いますから、これは当然、税務署への税金を納めなきゃならないということにならないというふうに思いますが、いかがですか。

（１１番　美濃良和君　降壇）

○議長（美野勝男君）　　建設課長、井村君。

（建設課長　井村本彦君　登壇）

○建設課長（井村本彦君）　　それでは、私のほうから美濃議員の御質疑にお答えをしたいと思います。

残土処分場の料金につきましては、搬入料に関しましては、基本９００円の税抜き価格ということで設定をしてございました。それが５％になり、８％になりということで、今回は１０％という料金になりますので、料金に関しては消費税を転嫁しなければならないということになりますので、１０月１日をもって料金を９９０円にさせていただくということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

（建設課長　井村本彦君　降壇）

○議長（美野勝男君）　　１１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君）　　耳が悪くなったのか、ちょっと聞き取りにくかったので、

確認したいと思いますけれども、要するにこれについては消費税分を税務署に納めなければならないと、そういうふうにおっしゃったんですか。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） これに関しては納税義務はございません。発生してございません。一般会計の中の手数料の収入であるのでございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第24号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） この残土処理の条例の改正についてでございますけれども、この原価計算を見て、引き上げが必要であるならば引き上げも仕方がないというふうに思いますが、消費税を理由にして引き上げるということは正しくないというふうに思います。そういうことから、この案に反対いたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 25 議案第 25 号 紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第 25、議案第 25 号、紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第 25 号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

5 番、田代哲郎君。

（5 番 田代哲郎君 登壇）

○5 番（田代哲郎君） 消費税の引き上げは自治体の責任ではないんですけども、しかし上げろという指導はあるということです。でも、やっぱり町民に消費税を理由に負担増を求めれば、生活に影響を及ぼしかねません。したがって、消費税の引き上げに伴う条例改正には反対いたします。

以上です。

（5 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 25 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第26号 紀美野町公園条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第26、議案第26号、紀美野町公園条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 公園条例というのは対象になるのは、恐らくくすのき公園だと思うんですが、先日でしたか、町内の保育所ではないと思いますが、町外からの保育園児がたくさん来ていました。天気のいい日にあそこで遊んでいました。もちろん保育士もついてきてですが、今、主に料金を取っているというのは、いわゆるあそこで行われる夜店が主だと思うんです。夏に必ず1回行われているんですが、ほかにあその公園の興業としての理由はあるのかどうかお伺いいたします。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうから田代議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、くすのき公園の利用に関しての料金でございます。ちなみに夜店以外に利用はあるのかということでございますが、料金をいただいての利用というのは夜店のみとなっております。

以上でございます。

（建設課長 井村本彦君 降壇）

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第26号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 夜店以外に利用はないということで、多分、あの夜店は町

外から来ている夜店で、町民から再びもらうということはないと思います。しかし、あそこで何かイベントをしようかということが出てこないということはないと思います。結構な広さもあるし、芝生もありますので、今みたいにひなたぼっことか、そういうことだけではなしに、そういうことも将来は出てくる可能性はあると思います。

夜店にしても、やっぱり子供たちは楽しみにしているもので、そういうところで使用料を引き上げるというのは、しかも消費税に伴うということだと思いますので、やっぱり子供たちの利用者の意欲に影響するのではないかと思いますので、反対いたします。

以上です。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 26 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 27 議案第 27 号 紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第 27、議案第 27 号、紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番（美濃良和君） この部分で、例えばこれは新旧対照表の 42 ページなんですけれども、ここでオートサイトデイキャンプですけれども、そこで子供が 200 円

だったのが２１０円と、またテントサイトデイキャンプにおいても、子供が２００円だったのが２１０円になるということについて、これは先ほどにもこの数字についての答弁がございましたけれども、そういうふうな同じことによって、このような引き上げになったのか、その辺お聞きしたいと思います。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） ただいまの美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

このオートサイトデイキャンプ並びにテントサイトデイキャンプの小人ですね、子供の料金なのですが、改正前は２００円、それから改正後は２１０円ということでございます。これにつきましては、議員おっしゃるとおり、先ほどの件と同じでありまして、この消費税を加える前の額に、その原価に対しまして今回１．１、要するに１０％を転嫁するものでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

（企画管財課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（美野勝男君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） この毛原水辺公園というのは、かじか荘が管理しているということになっているかというふうに思いますけれども、この件については、消費税の納入ということが発生しているのかどうかお聞きいたしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再質疑にお答えをいたします。

この件につきましても、納税義務は発生しております。消費税を納税してございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第２７号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第28号 紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第28、議案第28号、紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 確認をしたいと思います。これは特別会計でありますので、納税義務は発生するのかどうか、その点についてお聞かせください。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長(米田和弘君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

納税義務は発生いたします。

以上でございます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長(美野勝男君) 5番、田代哲郎君。

○5番(田代哲郎君) それから、65ページの表の中に、「興業を行うとき」というのがありますが、興業とはどんな場合を指すのか、想定してあるのか、その辺についての答弁を求めます。

○議長(美野勝男君) 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

興業は主にコンサートであるとか、ダンスイベントであるとか、そういったものを想定してございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） コンサートという、例えば野外ステージを使って、あそこでコンサートをする、あくまで入場料というか、そういうのを取ってやるコンサートに対する利用料なのかどうか、その辺のことをお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

一応、そういったものを想定してございます。公のものが行うものの場合、13条の減免対象に当たるかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

11 番、美濃良和君。

（11 番 美濃良和君 登壇）

○11 番（美濃良和君） これは新旧対照表の44ページ、この施設使用料の表がございすけれども、ここでデイキャンプ、区画料金と、それから大人、子供の1人1日当たりの料金というのが載ってきていますよね、100円と。また、次のページのバーベキューサイトでも、区画料金が2,090円と、大人、子供、1人1日当たり100円と、こういうふうになっているかというふうに思います。これは今までこの方々というのは、どういう扱いになっていたわけですか。区画料金だけで1人幾らというのはなかったわけですか。それがさらに余計に払わなければならないというふうになってくるわけですか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど田代議員に対する答弁の中で、コンサート等を利用する場合に、公共的にやるならばということですか。料金を無料にするというふうな、要するに興業じゃないというふうな扱いであるというふうに答弁がされましたよね。これが扱いですが、興業というんですか、お金を取らなければということですか。コンサートをすることによって、いろんな人集めのためにコンサートをすると、そういう場合もあるわけですが、お金を取るか取らないかということが、それに判断の基準になるのか、

その辺を確認したいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長 (米田和弘君) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回、デイキャンプ、それからバーベキューサイトにつきましては、区画料金のほかに人員割ということで取らせていただくような形になってございます。

これにつきましては、デイキャンプにしるバーベキューサイトにしろ、今までは区画のみの料金でございました。デイキャンプにつきましては2,050円、それからバーベキューサイトにつきましては1,540円ということで、近隣のバーベキューをほかにされているところを見ましたら、例えば毛原のオートキャンプ場であれば、大人と子供がそれぞれ2人ずつで試算しましたら、約2,700円ぐらいとなっております、たまゆらであれば2,700円から3,900円の間ということもございますので、今までかなり料金が安かったというのがございます。それで、今回、改定させていただきます。

それから、興業につきましては、今までどおり利用申請につきましては上げていただくような形を考えてございますので、その内容につきましては、基本、興業と言いましたらお金を取る事業になろうかと思えますけれども、内容を鑑みて、公共性が高いものであれば、無料というよりも、その内容について減免措置というのを考えていきたいと考えてございます。あくまでも内容によるものだと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) これは施設使用料の見直し及び消費税等の改正による消費税及び地方消費税の税率が引き上がることに伴って、紀美野町ののかみふれあい公園条例の改正を行うということになっているわけですね。ちょっとこの辺の計算のところですけども、例えばデイキャンプもちなみに先ほどからのあれを見ていましたら、2,050円ですね、1日、それが改正案は2,090円と、これはどういうふうな計算でこうなるのかお聞かせいただきたいのと、もう1点、バーベキューサイトについて、1日当たりが1,540円が2,090円と、これは消費税の引き上げ分の計算には当たら

ないのではないですか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

デイキャンプ、それからバーベキューサイトにつきましては、消費税関係の料金改定ではございません。料金の見直しによるものでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第28号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 消費税の引き上げというふうなところから、料金の上げる部分と、そうでない町の計画のことから引き上げと、2つがあるということでございます。これをすることによって、どんだけメリットがあるんかということに思うわけでございますけれども、一つには、やはり町民が、町民以外の方もそうでございますけれども、こういうふうに使っていただける施設というのがやはりなければならないのではないかというふうに思うんです。特に子供連れの方々が来ていただいたり、そういう面があるかというふうに思います。これで引き上げてどんだけの料金の引き上げになるんかということについては、余り多きに望めないかというふうに思うんですけれども、そういう点であるならば、この引き上げということは、もういつそしないほうが、何と言うんですか、納得がしてもらえる、それよりもたくさんの人に来ていただくというふうな形にするほうがよいのではないかというふうに思います。よって、この引き上げ案に反対いたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第２８号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第２８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２９ 議案第２９号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第２９、議案第２９号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） 消防団のこの定数というんですか、５８６人から５２０人に改めるということでございますけれども、実際に紀美野町全体に人口も減ってきたり、いろんな面があるわけでございますけれども、こうなっちゃいますと、本当にどうなっていくかという心配があるわけですね。

ちなみにいろんな分団、またその中の部がございまして、いざ火事が起こったというときに駆けつけなければなりませんけども、ポンプ車は２人乗らなければ動かしではならないという対応になっています。そういうことで、今後、消防団について、少なくなるから減らしていくということだけで済むのかどうか、その辺のところの見通しというんですか、厳しいというのはわかるんですけども、その辺についてのところをもう少し御説明いただきたいと思います。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） 美濃良和議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

人口減少に伴って消防団員数を確保するというのは大変な困難な状況になってきております。しかしながら、消防団といたしますのは、地域の安全・安心を担う中核的な存在で、大変重要な位置づけということは私ども重々認識をしてございます。

しかしながら、紀美野町消防団が平成18年に設置されまして、13年経過をいたしました。設置時における条例定数586人といったような状況で、13年経過したわけですが、ここ最近、どんどんどんどん解離が激しくなってきたことから、今回、定数の見直しということで上程をさせていただいたような次第でございます。

このような状況の中で、消防力をどのようにして維持をするのかといったようなことですが、やはり人口減少というのは、これは地域の実情としても、これはどうすることもできない状況かと思われまます。そんな中で、やはり限られた人員で、できる限りの消防力を発揮するために、当然、安全ということに関しましては、消防活動を行う上で最も重要なことでございますので、安全教育の徹底、またさらには安全装備の充実強化、それと消防団を中核とした一応法律等々を施行されておりますのに伴いまして、さらなる資機材、装備、こういったものの充実・強化を図りながら、町全体の消防力の維持に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） まず消防団というのが、例えば山火事ですね、人手がなければやっていけないという、そういうふうな部分が非常に強いのと、鎮火の火事において、消すんは消防署から来ていただいて、速やかにその技術を持って消していただけるんですが、その後、守りをせなあかんわけですね。また、再出火するということがよくありますので、その辺ではどうしても消防団というのが必要になってくるかと思えます。

これが今後減っていったら、それはいたし方ない、消防署が悪いんでも何でもないので、部分もあるんですが、その辺のところを考えていただかなければ、非常にいろんな矛盾が出てくると、また心配というんですか、いろんな矛盾が出てくるかというふうに思うんですけども、その辺のところのお考え等についてはどうであるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） まず、火災時の出動態勢のことに関して御答弁をさせていただきますと、やはり災害現場に1人で向かうということに関しましては、やはり安全管理上好ましくないということが明らかでございますので、特に林野火災等、こういった状況で拡大するやもしれないような災害現場へは、やはり複数人で活動に当たる、これが大原則だと思いますので、この点に関しましては、やはり今後も継続してというふうをお願いをしたいというふうに思っております。

それと、今、議員がおっしゃられたように、やはり消火活動に関しましては、当然、消防団員の皆様方のお力添えをいただかなくては、私どもの常備消防だけではどうしても手に負えない現場というものはあるかと思っておりますので、そういった、ただ単にその後の見張りといったようなことだけじゃなしに、私どもは将来の皆様方にも本当に大きな頼りになるというふうな認識でおりますので、その点に関しましては、そういう形でお考えをいただきたいのと、それと、消火活動後のあとの対応に関しましては、現状においても少人数であってでも、しばしの間はお願います。あとのそのフォローに関しましては、消防署のほうから定期的に巡回等をさせていただくといったような対応も現時点でもさせていただいておりますので、もし今後、そういった状況のことがもし困難な状況になってきた場合には、その時々状況に応じて常備消防として最大限の一応の配慮を行ってきたいというふうに考えております。

以上で御理解をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

10番、小椋孝一君。

（10番 小椋孝一君 登壇）

○10番（小椋孝一君） この消防団の定数でございますけど、それは年数の中でどうしても消防団員というのは集めにくいなあと、これはもう確かにわかることなんですけども、私も消防団員として30年務めさせていただいて、時には旧野上町のときにポンプ操法大会で2番員ということでさせていただきました。もう十分わかっております。

全国的に見て非常に消防団というのは出動時も、昔やったら何人やということになったけど、今は名前までちゃんと提示してやらないかんというのはわかるんですけども、今後も消防団としてやられることについては非常にもろもろの規制がかかってくるなど

思うわけですけども、確かに５８６名から５２０名、これはこうならざるを得ないと思うんですけども、ただ、１個だけお聞きしたいのは、今、第１分団から合併して結構あるんですけども、この中で分団同士が２区に１個になるとか、そういうことは考えておりませんわね。それだけちょっと確認をさせてください。

（１０番 小椋孝一君 降壇）

○議長（美野勝男君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） 小椋議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

人口減少、また消防団員数の減少が続く中で、各分団長様方の御意向をいろいろと確認をさせていただきますと、やはり近い将来、現状の分団では持続するのが困難やというような大多数の意向に基づきまして、計画的に明確にいつまでということではございませんが、将来的にはやはり分団の統合も含めた中で検討せざるを得ないであろうといったような状況でございます。

なかなか机上で考えるほど簡単なことではないというふうには思っておるんですが、将来的にはそういうふうな分団の統合ということもやむを得ない状況が出てくるであろうというふうに思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

（消防長 家本 宏君 降壇）

○議長（美野勝男君） １０番、小椋孝一君。

○１０番（小椋孝一君） 合併ということ、うわさではどここの分団とどここの分団がひょっとしたら合併せないかんかわからんなあというような話も聞こえてくるわけですけど、やはり消防団員とするならば、例えば下佐々区域であれば第１分団、３６名定員が、ちょっと定かではないんですけども、それがどんどんどんどん減って隣の町とという、なかなかこれ分団同士のいろいろな区域争いというか、そういうことがある中で、なかなか非常に難しいなど。最悪、人数が３人、４人しかなかったらしゃあないと思うけども、そこらはやっぱり大分、消防署としても、そういう意味合いがあるということを十分理解していただいて、できるだけ定数の範囲でなら分団として、今の分団として残してあげるほうが、やっぱり意思疎通があると思うんですね。そこは十分、もちろん火災時には、今、消防長がおっしゃったように、１人では絶対行くこともないし、最低限３人、４人来てから行くというのは、これはもう消防団員としての常識的な

考えであると思うんで、十分、そういうところは行ける中で、そこら辺も重々把握した上で考えられていると思うんですけども、そういう合併を通して、人数が少ないから合併したいんやということに対しては、ちょっと私は疑問を持つと思うんで、そこらもう一遍、答弁を願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 小椋議員の再質疑に御答弁をさせていただきます。

机上論だけでは進められないということは重々承知をしております。各分団の御意向を最優先させていただいた中で、事を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第２９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第２９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３０ 議案第３０号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（美野勝男君） 日程第３０、議案第３０号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第３０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第３０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３１ 議案第３１号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（美野勝男君） 日程第３１、議案第３１号、辺地総合整備計画の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第３１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第３１号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３２ 議案第３２号 紀美野町道路線の認定について

○議長（美野勝男君） 日程第３２、議案第３２号、紀美野町道路線の認定について

て議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 動木柴目線及び桂瀬松ヶ峯線ですね、これはその上の動木柴目線というのが延長2,085メートルあると。これが結局、前の道路名というんですか、それはどうであって、この延長は伸びたのか短くなったのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、同じく下の桂瀬松ヶ峯線についても、前の道路名及び延長はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは、私のほうから美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

74ページの動木柴目線でございますが、こちらは山畑農免道路でございます。県営事業で行われていたものが完成をいたしましたので、県への移管により町道認定をお願いするものでございます。

桂瀬松ヶ峯線でございますが、こちらのほうは旧国道370号、現在の国道370号でございますが、桂瀬松ヶ峯トンネルが開通いたしましたので、旧道の移管処理ということで県より申請がございましたので、認定をお願いするというものでございます。

以上でございます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) 山畑農免については完成したので、こういう名前で町道として認定していくということで理解いたしましたけども、桂瀬松ヶ峯線が、要するに払い下げというふうな形ですか、トンネルができたために、現在、旧国道を町道にするということで。そうなった場合に、あとの管理とか、その辺についてはどうなってくるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

管理は、移管されれば町になってまいります。ただし、移管後、すぐには国道も廃止
手続はしないので、当面の間は並行してやっていくと。ただし、道路法上、上位者が管
理するということになっておりますので、県が廃止するまでは県が管理していただける
ということでございます。廃止後に町が管理しなければいけないということになってま
いります。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 桂瀬松ヶ峯線ですけども、県のほうから廃止されて、町
道に完全になった場合に、そのサービスですね、要するに道路の改修等、いろんなメン
テナンスというのになるんかわかりませんが、その辺のところについてはどうであるの
か聞いておきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 美濃議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

県のほうでなるべく当面のメンテナンスは要らないように、舗装等々、側溝も改良し
ていただいて、町へ移管されるということになりますので、当面の間はまずメンテナン
スの必要はないかなと考えてございます。

廃止後に関しましては、当然、草刈り等々に関しては町で管理しなければならないと
いうことになってこようかと思っております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第32号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第33号 紀美野町道路線の変更について

○議長(美野勝男君) 日程第33、議案第33号、紀美野町道路線の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) これで旧が起点が長谷宮の121番地からやったのが1084番地になったと。延長が629.5に730から減っていますよね。ということは、長谷宮がやや下のほうに起点がなくなってしまったと。これで、その減った部分は、どういうことになるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは、美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

リュウセイメウ線の減った分ということで変更についてでございますが、これに関しましては、町道台帳を現在これにして見直してございます。その関係で、国道370号と重複している部分がございます。減った部分に関しては、もう既に国道370号のバイパスになってございますので、そちらのほうで管理していただけるというところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) 要するに、減った点というとおかしいんですけど、730.1から629.5に引いた分ですね、ここは国道のバイパスと言われましたけれども、その分についての管理については県がやっていただけるということになったわけですか、

確認したいと思います。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 美濃議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

そのとおりでございます。もう既に県が管理していただいておりますところで、台帳の見直しによって重複部分がわかりましたので、こちらで変更させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第３３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第３３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３４ 議案第３４号 紀美野町道路線の廃止について

○議長（美野勝男君） 日程第３４、議案第３４号、紀美野町道路線の廃止について議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） 久国木原線というんですか、井堰ですね、３６７．５メートルというのは、この起点、７９番地というのは、井堰のサン・リゾートですか、トンネル越えて橋を渡った、あそこから中道を言うわけですか。

ここで言うところの道路線の廃止ということは、どういう意味合いになってくるのか。地域の方々にとって、管理は一切地域でしなければならないんだよということになってくるんか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは、私のほうから美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

この路線につきましては、議員が先ほどおっしゃっていただいたとおり、紀州サン・リゾートラインと重複している部分でございました。町道を見直した結果、その部分が重複しているということでございましたので、廃止をさせていただくと。残りの部分の管理に関しましては、里道扱いになってございますので、こちらも現在、町の所有物になってございますので、一応、管理は町が応援するということになりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) もう一度聞いておきたいと思っております。

これが里道として町が応援するというので、そういう答弁でございましたけれども、今までのサービスと変わらない、サービスというんですか、メンテナンスというんですか、そういうところ、町の管理していた今までの分と変わらずにサービスが行われてくというふうな理解でよろしいですか。

○議長(美野勝男君) 建設課長、井村君。

○建設課長(井村本彦君) この部分に関しましては、一応変わらないと御理解いただいて結構かと思っております。

以上でございます。

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第34号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第３４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３５ 議案第３５号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第３５、議案第３５号、教育委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第３５号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第３５号、教育委員会委員の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第３５号、教育委員会委員の任命の件は同意することに決定しました。

◎日程第３６ 議案第３６号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（美野勝男君） 日程第３６、議案第３６号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第３６号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第３６号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、議案第３６号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件は適任とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（美野勝男君） 本日は、これで散会します。

（午後０時２０分）